

## 支給対象年齢改正に伴う

# 児童手当の申請はお済みですか？

4月1日から児童手当の制度が改正されました。支給対象年齢が「小学校3年生まで」から「小学校6年生まで」に拡大され、併せて、所得制限限度額も引き上げられました。

今回の制度改正に伴う申請では、平成18年9月30日まで

に受け付けしたものに限り、特例的に4月分（支給要件に該当した月分）にさかのぼって支給します。児童手当は申請しないと受給できませんので、新たに支給対象となる方でまだ手続きがお済みでない方は、至急手続きをしてください。（公務員の方は、勤務先で手続きしてください）

なお、児童手当は、保護者の内、どなたか一人のみ受給できる制度ですので、主に生計を維持している方が申請してください。

※制度改正以前から要件を満たしているのに申請をしていなかった方は、申請の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。

※制度改正以前から要件を満たしているのに申請をしていなかった方は、申請の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。

### ■小学校4年生の保護者の方

平成17年度に児童手当を受けていた保護者の方は、手続きする必要はありません。受けていない保護者の方は、認定請求の手続きが必要です。

### ■小学校5・6年生の保護者の方

平成17年度に児童手当を受けていない保護者の方は認定請求の手続きが、児童手当を受けていた保護者の方は額認定請求の手続きがそれぞれ必要となります。

### ◆児童手当を受けていない保護者の方

新たに認定請求の手続きが必要です。

**\*提出書類**  
保険証の写し・所得課税証明書などです。詳しくは担当課まで問い合わせください。



### 児童手当を振り込みました

制度改正により新規認定請求または額認定請求をされた方、小学校3年生から引き続き受給される方の児童手当（平成18年4・5月分）を8月25日（金）に指定された金融機関に振り込みました。ご確認ください。

### 児童手当現況届を提出してください

児童手当現況届が郵送されてきた方は、必ず提出してください。この書類の提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

なお、額認定請求の申請をしても、現況届を提出しないと制度改正分の増額もできませんので、必ず提出してください。

### 【問合せ】

市民課市民係または各総合支所市民生活課

## すくすく日記

本コーナーに出演いただくお子さんを募集します。対象は市内在住で2歳までの乳幼児。お子さんの写真の裏に氏名（ふりがな）、性別、生年月日、保護者の氏名、住所、電話番号とコメント（40字以内）を添えて、秘書広報課「すくすく日記係」へお送りください。



小山 隼平ちゃん  
（平成17年6月19日生）

いつも笑顔が素敵な隼平。お尻ふりふりダンスがかわいいよ♡元気に大きくなってね！  
（父 浩・母 由美子、日高町水上）



岡本みなみちゃん  
（平成16年8月9日生）

わがまま・気まま・おてんば娘のみなみです。その笑顔を絶やさず大きなあれ！  
（父 一平・母 あかね、駄坂）



土生田 侑奈ちゃん  
（平成17年9月10日生）

ダンスが大好きな侑奈♡愛嬌いっぱい笑顔で元気に大きくなってね！！  
（父 直樹・母 弥生、日高町久斗）



坪井 東馬ちゃん  
（平成17年10月3日生）

お兄ちゃん大好き♡一緒にいっぱい遊ぼうね！  
（父 孝充・母 順子、出石町森井）



酒井ほのかちゃん  
（平成17年12月10日生）

ほのかの笑顔に毎日癒されています。どんどん大きくなってね。  
（父 伸一・母 忍、庄境）